

■尼崎市開発許可基準を次のとおり改正しました。

1. 宅地の定義付けに次の項目を追加（開発許可基準 P 4）

- (1) 公有水面埋立法による埋立地（告示後）
- (2) 建築物の敷地のうち、仮設建築物又は違反建築物の敷地は宅地に該当しない旨

2. 工区設定の規模等の条件を追加（P 2 8）

工区設定ができる「相当規模」を2,000㎡以上とすること、未完了な工区が生じた場合についても、許可基準に適合することを条件とすることを基準として定めました。

3. 変更許可及び軽微変更の整理（P 3 8）

4. 道路に係る開発基準の改正（P 5 6－6 8）

- (1) 開発区域に接する道路及び開発道路が接続する道路の種類の説明を追加
- (2) 老人福祉施設等の令第25条第2号ただし書に係る規定の緩和
下の表のとおり緩和します。

(旧)			(新)	
老人福祉施設等		⇒	老人福祉施設等	
開発区域面積	道路幅員(A, C)		開発区域面積	道路幅員(A, C)
10,000㎡未満	6m		1,000㎡未満	5m
10,000㎡以上	9m		1,000㎡以上	6m
		10,000㎡以上	9m	

5. 擁壁に係る基準の改正（P 8 6－8 8）

練積造の擁壁は、他のコンクリート擁壁と異なり確立された設計方法がなく、理論上の安全性を最終的に確かめることが困難であることなどから、新たに設置する擁壁として練積造は除きます。

6. 37条承認の改正（P 1 1 4－1 1 5）

「市長が支障がないと認めたとき」とする要件を追加

7. その他文言修正

その他、基準を運用する上でわかりにくい部分の文言を追加修正しています。

以 上